

条例

可決

町税条例等の改正
(専決処分)

地方税法等の一部改正に伴い、町税条例等の一部を改正するもので、主な内容は次のとおりです。

【町民税関係】

・個人住民税のふるさと納税に係る特別控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充
・「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設
・個人住民税における住宅ローン減税対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長
(平成27年4月1日施行)

【固定資産税関係】

・固定資産税(土地)の負担調整措置の延長
・わがまち特例の導入・税負担軽減措置の延長
(平成27年4月1日施行)

【軽自動車税関係】

・平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録をした一定の環境性能を有する四輪車等について

て、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入し、平成28年度分の軽自動車税に限りそれぞれ軽減
(平成27年4月1日施行)

・二輪車等に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期
(公布の日から施行)

【たばこ税関係】

・旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減・廃止
(平成28年4月1日施行)

【行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律】

・番号法改正に伴う個人番号及び法人番号関係の規定の整備
(番号法施行の日から施行)

職員の特別勤務手当
に関する条例の改正

愛寿苑の管理運営が指定管理者へ移行したことに伴い、生活相談員及び看護師に対し支給していた特養業務手当を廃止するものです。
(平成27年4月1日施行)

契約

可決

特別養護老人ホーム
備品購入事業

現在建設中の愛寿苑の備品を整備する契約の締結で、指名競争入札により左表の4社が落札しました。

整備する備品内容		契約先	契約金額
その1	厨房機器	日本調理機株式会社 北海道支店	13,176,000円
その2	事務用機器	有限会社 さが井商店	7,938,000円
その3	家具類	有限会社 丸三佐藤家具センター	15,930,000円
その4	カーテン類	有限会社 丸三佐藤家具センター	7,128,000円

補正予算

可決

▼一般会計

歳入歳出それぞれ56,232千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,698,232千円とするもので、主な補正内容は右表のとおりです。

▼介護保険特別会計

【保険事業勘定】
歳入歳出それぞれ3,402千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ457,043千円とするものです。

補正科目	補正額	主な補正内容
総務費	16,041千円	社会保障・番号制度システム整備業務委託料 など
民生費	2,554千円	介護保険特別会計繰出金 など
衛生費	14,488千円	リサイクルセンター実施設計等業務委託料 など
農林水産業費	4,000千円	共同作業施設整備事業費補助金
商工費	1,272千円	建物等修繕料
消防費	1,102千円	斜里地区消防組合負担金
教育費	16,775千円	社会教育施設改修工事請負費 など
合計	56,232千円	

「介護保険特別会計繰出金」の繰出金とは・・・

一般会計から特別会計へなど会計相互間で支出される経費です。
一般会計の繰出金は歳出として支払われ、特別会計では歳入として受け入れられます。

まめ知識

一般質問

町道の管理について

問

林 幸雄 議員



林 幸雄 議員

町道の整備でセンターラインや路側帯のラインを引いていますが、必要のないラインもあるように思います。

どのような基準でラインを引いているのか、引かなくてもよい場合があるのであれば、その費用を舗装など他の道路整備に充てるべきであると思いますが所見を伺います。

答

林 直樹 町長

町道のセンターラインなどの区画線は、「道路法」及び町道の整備基準を定めた「小清水町道路の構造の技術的基準に関する条例」に基づいて設置しています。

道路法では、区画線は必要な箇所に設けるとされ、センターラインは、車線の区分のために設置しなければならず、自動車が安全で円滑に通行するために必要なものです。

外側線は、路側帯を設けない場合は必要ないですが、交通量など道路状況に応じて対応しています。

このように、町道については、区画線の補修を行っていますが、毎年、道路状況を調査し、必要と思われる箇所のみとしています。

道路整備については、別に予算措置をしておいていただきますので、ご理解をいただきます。

再問

林 幸雄 議員

外側線については、道路際の草のすぐ横に引かれているような所も多いように思います。そのような余分な所は精査し、取り付け道路の拡張や水が溜まる道路などの整備に使うて欲しいと思いますので再度所見を伺います。

答

林 直樹 町長

外側線の目的は、車線を区分して通行しやすくするため設置するものです。

基本的に道路整備時には整備していますが、補修は、交通量の多い幹線を主体に実施しているため、消えている道路もあるかと思えます。

今後についても、車両の円滑な通行のため、幹線道路については外側線も含めて整備していきたいと考えていますのでご理解願います。

本町の耕作面積の自作地と借地の割合について

問

林 幸雄 議員

本町の耕作面積の割合は、貸借地が多いので経営移譲などの際、売買が成立しづらい現状にあります。

農機具の投資をすることにして、できるだけ自作地として所有し経営することが望ましいと思いますが、農業委員会としての考え方を伺います。

更に、町内の一戸当たりの耕作面積も伺います。

答

佐々木 正俊
農業委員会
会長職務代理



佐々木 正俊
農業委員会
会長職務代理

本町の農地台帳上の農地面積は1万1101haですが、その保有状況は自作地が7008ha、その割合は63・1%、使用貸借地が1909ha、その割合は17・2%、賃貸借地が2184ha、その割合は19・7%となっており、農地全体の約2割が賃貸借地となります。

また、賃貸借地を斡旋において売買された件数は、平成24年度は7件で18・9ha、平成25年度は1件で2・5ha、平成26年度は9件で33・1haです。

農業委員会としては、議員と同様の意見で、農業経営の目標など営農計画を策定する際に、自作地の割合が高い方が安定した農業経営ができるものと認識しています。

しかし、賃貸借地を自作地として集積していくことは、農地所有者の意向もあることから容易ではなく、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき賃貸借している農地売買の斡旋の選考については、地域内・地域外を問わず現在の耕作者が有利になるよ